

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：水俣市

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.2%
全職員	65.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	0%
本庁課長相当職	96.4%
本庁課長補佐相当職	101.0%
本庁係長相当職	98.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	104.6%
31～35年	93.3%
26～30年	94.5%
21～25年	96.5%
16～20年	93.2%
11～15年	88.7%
6～10年	97.7%
1～5年	99.0%

【説明欄】

・全職員の職員区分における男女の給与の差異については、職員数の比率が、任期の定めのない常勤職員では男性が約66.6%、女性が約33.4%であるのに対して、任期の定めのない常勤職員以外の職員（主に会計年度任用職員）では男性が33.0%、女性が約67.0%であり、職員区分ごとの職員数男女比率の差が影響している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	7.1%

【説明欄】

男性 26 名、女性 2 名。比率としては、男性 92.9%、女性 7.1%となっている。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	0.0%
本庁課長相当職	8.0%
本庁課長補佐相当職	19.0%
本庁係長相当職	33.3%

【説明欄】

内訳、比率については以下のとおり。

本庁部局長・次長相当職：男性 3 名、女性 0 名。男性 100%、女性 0%。

本庁課長相当職：男性 23 名、女性 2 名。男性 92.0%、女性 8.0%。

本庁課長補佐相当職：男性 34 名、女性 8 名。男性 81.0%、女性 19.0%。

本庁係長相当職：男性 18 名、女性 9 名。男性 66.7%、女性 33.3%。

Ⅳ 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

区分	令和 7 年度
大卒	45.9%
高卒	66.7%
民間企業等経験者	34.5%
調理員	100.0%
全体	42.9%

V 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100.0%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	0.0%
女性	0.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	%	%	%	%
1週間以上2週間未満	%	%	%	%
2週間以上1月以下	%	%	%	%
1月超3月以下	%	%	%	%
3月超6月以下	66.7%	%	%	%
6月超9月以下	%	%	%	%
9月超12月以下	33.3%	33.3%	%	%
12月超24月以下	%	33.3%	%	%
24月超	%	33.3%	—	—

【説明欄】

会計年度任用職員については、該当なし。

Ⅵ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
内部部局等	9.7 時間／月
内部部局等以外	3.2 時間／月

【説明欄】

--

Ⅶ 職員の年次休暇等の取得日数の状況（令和 7 年）

総取得日数	全対象職員数	平均取得日数
2,319.1 日	186 人	12.5 日